#### 別表第1(第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐	震診断事業	木造住宅耐震改修	多設計費補助事業	木造住宅耐震	<b>改修費補助事業</b>
補助事業者	市町村					
		が行う耐震診断士 震診断及び耐震改	既存木造住宅の所 録設計事務所に依 宅耐震改修設計に	頼して行う木造住	既存木造住宅の所 録工務店に依頼し 震改修工事に要す	て行う木造住宅間
			限月	<u> </u>		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	び併用住宅 共同住宅及び長馬
補助対象経費	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟	411,000円/棟	925,000円/棟	462,000円/戸 かつ
						1,851,000円/オ
	工事の概算見積を 作成する場合は	工事の概算見積を 作成する場合は 8,000円/棟を加	ただし、木造住宅 する費用の3分の		ただし、住宅段階 を利用した住宅段階 を付を受けた補助 の差額までとする 耐震補強に明らか で費用を分離して 事を分離して ら除外する。	については、既に額と925,000円と。 に寄与しない工! きものは、当該!
	次に掲げる事項の全てに該当するもの					
	①診断する住宅が 規定する既存木造 の		①耐震診断士が設	計するもの	①住宅の所有者が 士が耐震改修工事 施するもの	
	日本建築防災協会 法による木造住宅 ラム」を利用して 財団法人日本建築	発行の「一般診断 の耐震診断プログ 行うもの又は一般 防災協会の木造住 ラム評価制度の評		1. 0未満と診断。 助金交付要綱第39 w値が1. 0未満。 診断した結果評点。	された住宅、高知県 条第1項の規定に基 と診断された住宅ス が1.0未満と診断	具建築物耐震対策 基づく耐震診断費 スは耐震診断士が 所された住宅に係
補助要件		ト」という。)の 木造住宅の診断プ	断法により診断( 機関によるをしている。)したもの にとなの にとなる。)となる ととの はといる もの。ただし、この は、のの は、のの は、のの は、のの は、のの は、のの は、のの は	ータに基づき公表 が認めたものに限 のを含む。以下同 の評点が1.0以 知事が別に認めた 改修工事を行うも を得ない事 りでない。	ア 標準型 認定と、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	診断法により診断が1.0以上と対 が1.0以上と対 診断法により診断 部分の上部構造計 なるもの 上の耐震性があるの
			震改修工事に伴い	造住宅に、明らかた 、法令違反を是正っ		こと。ただし、耐
補助率	4分の1以内					
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 ド宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り					

<sup>(</sup>注)既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

#### 別表第2(第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震	診断費補助事業	非木造住宅耐震改	修設計費補助事業	非木造住宅耐震	改修費補助事業
補助事業者	市町村					
	既存非木造住宅の所が建築士事務所に が建築士事務所に 診断及び耐震改修 成に要する経費	衣頼して行う耐震		依頼して行う耐震	既存非木造住宅の が建設業者に依頼 工事に要する経費	して行う耐震改修
			限月	<u> </u>		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長
補助対象経費	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟	411,000円/棟	925,000円/棟	462,000円/戸
						1,851,000円/柞
	4,000円/棟を加 算することができ	工事の概算見積を 作成する場合は 8,000円/棟を加	ただし、耐震改修 の3分の2以内と	  設計に要する費用  する。	耐震補強に明らか で費用を分離すべ 事を分離して算定 ら除外する。	きものは、当該
	次に掲げる事項の全てに該当するもの					
	もの		もの		①構造設計一級建 工事の現場確認等	
補助要件	②構造設計一級建 より実施するもの	築士等(注2)に	補助金交付要綱第 は構造設計一級建	診断費補助事業、高 3条第1項第1号の 築士等(注2)に。 とされた住宅に係る	の規定に基づく耐震 よる診断の結果「倒	<b>診断費補助事業</b>
	③構造耐力上独立 して、建築物の耐動 する法律(平成74 に基づく基本指針) 存鉄骨造建築物の耐	震改修の促進に関 手法律第123号) こ定められた「既 耐震診断指針」、	級建築士等により されたもの	「安全性」が確認		
	「既存鉄筋コンク」 耐震診断基準」、 ンクリート造建築4 準」の第2次診断 診断法又は「既存」 コンクリート造建	「既存鉄骨鉄筋コ 勿の耐震診断基 去若しくは第3次 プレキャスト鉄筋	④当該設計により の。ただし、やむ る場合は、この限	を得ない事情があ りでない。		
	針」で行う、構造形の地震に対する安全もの	耐力上主要な部分		木造住宅に、明られ 、法令違反を是正す		<b>いこと。ただし、</b>
.++ In 4+	4分の1以内					
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					

<sup>【 (</sup>注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。 (注2) 構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨3ンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨3ンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。

## 別表第3 (第3条関係)

	<u> </u>		
補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業		
補助事業者	市町村		
	既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的 に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費		
	限度額		
補助対象経費	648,000円/棟		
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して 算定し補助対象経費から除外する。		
	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの		
補助要件	③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が 0. 7以上となるもの		
	④既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注)を導入している市町村であること。		
	⑤申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。		
	⑥対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事 に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
	4分の1以内		
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

<sup>(</sup>注)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録 設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のこ とをいう。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 別表第5 (第3条関係)

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業		
補助事業者	市町村		
	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費		
補助対象経費	限度額		
冊切刈豕駐貝	205,000円/件		
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの		
	4分の1以内		
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

- (注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共 団体その他公の機関が所有するものを除く。
- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1 (ただし、鉄筋 コンクリート塀にあっては、点検項目5~8(点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上に あるものに限る。)を適用する。)に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの ②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

## 別表第6 (第3条関係)

補助事業名	老朽住宅等除却事業		
補助事業者	市町村		
	老朽化した住宅等(注)を、所有者又は市町村が建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)若しくは、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費		
補助対象経費	限度額		
	1,645,000円/件		
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの		
	4分の1以内		
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

- (注)「老朽化した住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- ①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に規定する、空家等対策計画に 基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの

## 別表第7(第3条関係)

補助事業名	空き家活用促進事業			
補助事業者	市町村			
	市町村が所有する又は借り受ける空き家(公営住宅を除く。)を、公的住宅等(注1)として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費			
補助対象経費	限度額			
	9, 324, 000円/戸			
	(ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円/戸)			
	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの			
補助要件	②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がない場合にあっては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事(注2)を実施するものア 断熱改修工事イ バリアフリー工事ウ トイレの水洗化工事			
	③借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの			
	④対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと(ただし、改修工事等に伴い、法令違 反を是正する場合を除く。)			
	4分の1以内			
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

- (注1)公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される 建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。(注2)改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。

## 別表第8 (第3条関係)

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業			
補助事業者	市町村			
	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注1)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。			
	事業別	放皮領		
	戸別訪問	3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を 追加する場合はこれによらないことが できる。)		
補助対象経費	地区カルテの作成	2,600円/戸		
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促 進	12,000,000円 (委託料等の合計)		
	出張説明会	30,000円/回		
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟		
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の 軽減等 (注2)	237, 000円/棟		
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の 軽減等(注3)	600,000円/棟		
	コンクリートブロック塀耐震対策事業 に係る所有者負担費用の軽減等	195,000円/件		
	ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。			
補助要件	住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (社会資本整備総合交付金型 補助要件 附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①2.) に基づく取組を行う市町村立 るもの			
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については 4分の3以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

<sup>(</sup>注1) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

<sup>(</sup>注2) 木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修設計を 行う者は対象外とする。

<sup>(</sup>注3) 木造住宅耐震化総合支援事業又は非木造住宅耐震化総合支援事業により、耐震改修工事を 行う者は対象外とする。

# 別表第9 (第3条関係)

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業			
補助事業者	市町村			
補助対象経費	空き家の除却又は活用の加速化を図るために行う空き家の調査及び実態を把握するために要する経費。ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。			
	限度額			
	100,000円/戸			
補助要件	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に規定する、空 家等対策計画に基づき行うもの			
補助率	4分の1以内			
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家の所有者、その所有者から空き家を借り受ける個人又は特定非営利活動法 人等(注1)が、住宅確保要支援者(注2)の居住に使用する住宅として活用する ために行う改修設計、改修工事等に要する経費
111/2004/11/2004	限度額
	1,824,000円/戸
	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの
	②個人が所有する空き家であること
補助要件	③事業完了後10年間以上、住宅確保要支援者の居住等に使用するもの及び空き家 バンク等 (注3)に登録するもの
	④空き家を借り受ける者が間接補助事業者等となる場合は、改修工事等の実施と 原状回復義務の免除について所有者が同意しているもの
	⑤対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと(ただし、改修工事等に伴 い、法令違反を是正する場合を除く。)
In 4-1	3分の1以内かつ市町村の負担する額以内
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

- (注1) 空き家の所有者から空き家を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住等支援をしている団体(任意団体を除く。)
- (注2)「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者
- (注3) 高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※ (a) 又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※ (b)
  - ※(a) 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度
  - ※(b) 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ

## 別表第11 (第3条関係)

補助事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業				
補助事業者	市町村				
	危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入 (これに必要な土地 の取得を含む。) をするために要する経費				
	限度額				
	除却費	建設又は購入費			
補助対象経費	危険住宅の 除却に 要する費用	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用			
		危険住宅に 代わる住宅の 建設又は購入に 要する費用	土地取得に 要する費用	敷地造成に 要する費用	
	802,000円/戸	4,570,000円/戸	2,060,000円/戸	597,000円/戸	
	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
補助要件	①市町村が作成する危険住宅移転に関する事業計画(社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-③3.)に基づき行うものであること ②土砂災害特別警戒区域内から区域外への移転を行うものであること ③対象となる危険住宅は、原則として除却すること				
++ L -++	4分の1以内				
補助率	補助金の額に1,000万	円未満の端数を生じた	と場合は、これを切り	捨てる。	

## 別表第12 (第3条関係)

補助事業名	住宅等土砂災害対策促進事業		
補助事業者	市町村		
	危険住宅等を土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りにより想定される衝撃に 対して一定の耐力を有する、外壁の改修や塀等の設置工事に要する経費		
補助対象経費	限度額		
	759,000円/戸又は工事費に23%を乗じて得た額のいずれか低い額		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
州叻女什	①一級建築士又は二級建築士が土砂災害対策を計画したものであること ②建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること		
<b>结</b>	4分の1以内		
補助率	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

## 別表第13 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震化総合支援事業				
補助事業者	市町村				
補助対象経費	木造住宅耐震改修設計 既存木造住宅の所有者等(注)が登録 設計事務所に依頼して行う木造住宅耐 震改修設計に要する経費(高知県住 宅・建築物耐震改修支援機関に依頼し て行う経費を含む)		木造住宅耐震改修工事 既存木造住宅の所有者等(注)が登録 工務店に依頼して行う木造住宅耐震改 修工事に要する経費(高知県住宅・建 築物耐震改修支援機関に依頼して行う 経費を含む)		
	戸建住宅及び併用住宅 350,000円/棟		度額 戸建住宅及び併用住宅 1,525,000円/棟	共同住宅及び長屋 750,000円/戸 かつ	
補助要件	が耐震るもの ②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点の う。)が1. 0未満と診断された住宅、高知県 助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震 1. 0未満と診断された住宅又は耐震診断士が 点が1. 0未満と診断された住宅に係るもの ③耐震診断士が認定ソフトの精密診断 ③認定		①住宅の所有者が選が耐震改修工事の現るもの ご評点のうち最小の値高知県建築物耐震診断費補助また。 が大が精密診断といるの ③認定ソフトの精密し、改修後の評点1	場確認等を実施す (以下「評点」とい 策緊急促進事業費補 業の結果I w値が より診断した結果評 診断法により診断 . 0以上となるも	
補助率	対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。  4分の3以内  4分の1以内  ただし、補助対象経費の8割又は 1,000,000円のいずれか小さい額との差については2分の1以内  補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

<sup>(</sup>注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

#### 別表第14 (第3条関係)

補助事業名		非木造住宅耐震化総合支援事業												
補助事業者		市町	町村											
	非木造住宅而	耐震改修設計	非木造住宅耐震改修工事											
補助対象経費	既存非木造住宅の所 建築士事務所に依頼 設計に要する経費( 物耐震改修支援機関 費を含む)	して行う耐震改修 高知県住宅・建築	既存非木造住宅の所有者等(注1)が 建設業者に依頼して行う耐震改修工事 に要する経費(高知県住宅・建築物耐 震改修支援機関に依頼して行う経費を 含む)											
		1.4.19	度額											
	戸建住宅及び併用住宅 350,000円/棟	共同住宅及び長屋 650,000円/棟	戸建住宅及び併用住宅 1,525,000円/棟	共同住宅及び長屋 750,000円/戸										
	350,000円/ 1米	050,000円/ 1米	1, 525, 000円/ 1米	750,000円/ 戸 かつ 3,000,000円/棟										
		次に掲げる事項の会	全てに該当するもの											
	①構造設計一級建築 計するもの	士等(注2)が設	①構造設計一級建築士等が耐震改修工 事の現場確認等を実施するもの											
補助要件	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造計一級建築士等(注2)による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの													
	③耐震改修計画につ 建築士等により「安 たもの		③耐震改修工事について構造設計一級 建築士等により「安全性」が確認され たもの											
	④当該設計により改修工事を行うもの													
	対象となる既存非木 修工事に伴い、法令		法令違反がないこと を除く。	。ただし、耐震改										
補助率	4分の3以内		4分の1以内 ただし、経費の8割3 いずれか小さい額と 分の1以内											
	補助金の額に1,000万	円未満の端数を生じた	た場合は、これを切り	) 捨てる。										

(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業 と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援 者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。

(注2) 構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。

# 補強コンクリートブロック塀の点検表 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	上处在口	点検内容	点検	結果					
	点検項目	WIN A P							
1	高さ	2.2m以下	はい	いいえ					
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい					
Δ	壁の序で	高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい					
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦 に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ					
3	並大月力	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ					
4	控壁 (高さが 1.2mを超え る塀の場 合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5以上突出してある	はい	いいえ					
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンク リート造の基礎がある	はい	いいえ					
6	傾き、ひび 割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい					
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい					
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の 上にある	いいえ	はい					
評価		8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリー 全対策が必要です	ートブロッ	ク塀の安					
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい					

# 組積造の塀の点検表

	上松西口	上松山农	点検	結果
	点検項目	点検内容	適合	不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法 の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび 割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他 塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁 上にある		いいえ	はい
評価		7項目のうち、1つでも不適合があれば組積造の塀のす	の安全対策	が必要で
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

# 木造の住宅等の老朽度の測定基準

官	平定区分	評定項目	評定内容		評点	最高 評点	
1	構造一般の <sup>(</sup>	①基礎	10		45		
1	程度		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		40	
		②外壁 (注)	外壁の構造が粗悪なもの (注)	25			
			柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は 破損しているもの等小修理を要するもの	25			
		③基礎、土 台、柱又は はり	台、柱又は「はなの粉を配に麻柘又は破損しているもの、工口又」				
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著 しく崩壊の危険のあるもの	100			
2	構造の腐朽又は破壊の		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地 の露出しているもの(注)				
	程度	④外壁(注)	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を 生じているもの(注)	25			
			屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もり のあるもの	15			
		⑤屋根	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、 たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25			
			屋根が著しく変形したもの	50			
			延焼のおそれのある外壁があるもの	10			
3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		30	
	~-· /E/X	⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10			
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10		10	

合計	点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

# 鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

部	平定区分	評定項目	評定内容		評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30		55
	工人	②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25		
			構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水が あるもの等小修理を要するもの	15		
		③基礎、 柱、はり又 は耐力壁	変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		13 回 1 / 3 王	40			
			変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
2	構造の劣化 又は破壊の 程度		外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの(注)	15		100
	往及	④外壁(注)	外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあ るもの	25		
			構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		⑤屋根	)屋根 たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの			
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出し さびがあるもの	25		
3	防火上又は 避難上の構	りかせ、用	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不 備であるため防火上支障があるもの	15		30
ئ ا	避難上の博 造の程度	口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著 しく不備であるため防火上危険があるもの	30		3U

合計	点
Ц ИТ	1112

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

# コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

音	評定区分     評定項目       1     構造一般の程度       ②外壁(注)		評定内容		評点	最高 評点	
	構造一般の 1 程度		耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10			
1		①基礎	耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコン クリートブロック造でないもの	15		55	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30			
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの (注)	25			
			構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水が あるもの等小修理を要するもの	15			
		③基礎、 柱、はり又 は耐力壁	変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つも の、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理 を要するもの	20			
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさび があるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等 大修理を要するもの	40			
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80			
2	構造の劣化 又は破壊の	は破壊の	15		100		
	程度	④外壁(注)	外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあ るもの	25			
		だし、小屋 組が木造の	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水 材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのある もの	10			
		場では、別定では、別定では、別定ででである。 1の別ででである。 地域でである。 地域では、別ででは、別では、別ででは、別では、別では、別では、別では、別では、別では	Lの測定基  たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つも   準及び評点  の又はコンクリートの剥離があるもの				
		ものとする。)	たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出し さびがあるもの	25			
3	防火上又は 避難上の構	⑥外壁、開	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不 備であるため防火上支障があるもの	15		30	
J	造の程度	口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著 しく不備であるため防火上危険があるもの	30		30	

^ =1	⊨
合計	点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注)界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

#### 空き家活用リフォーム設計基準

#### 【標準型】

【保华尘】											
項目	内容										
		「寝室+卜~	イレ」又は「居間+脱衣室」を含む	階全体							
断熱改修 工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。	「寝室+ト	イレ」とそれらの室をつなぐ廊下								
		「居間+脱る	<b> </b>								
			1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空家内)	住戸1 戸につき、1)から6)の施工部 位のうち少なくとも3 施工部位以上 施工するもの							
	右記のうち、いずれかの項目を一 以上を実施すること。	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、 浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、 居室等の床 3) 廊下の床	住戸1 戸につき、1)から3)の施工部 位のうち少なくとも1施工部位以上 施工するもの							
		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、 浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1 戸につき、1)又は2)の施工部 位のうち少なくとも1施工部位以上 施工するもの							
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更	(水洗トイレ	又は簡易水洗トイレに改善するもの	に限る。)							

#### 【こうち健康・省エネ住宅型】

こうち健康省エネ住宅型の工事は上記の断熱改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に示すリフォーム工事を行うものとする。

空気環境 (シックハ ウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第2の1号	号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施
+W+s2+++11 FF	いずれかの選択項目を一つ以上採	内装仕上げに県内産の木材を使用

#### 別表 断熱改修設計基準

	r熱改修範  (いずれかの ーンを選択	の						左	三記の断	熱改修	≶工事の	つ範囲	におい	て、次	の組み	合わせ	せのい	ずれか	を実施						
			改修箇所			開	口部 ※			屋根又は天井			外壁			床				外壁 及び 間仕切り壁					
					ਲ	(修後の熱	貫流率(W	/m²K)			改修後の熱抵抗値(n <sup>i</sup> K/W)														
			基準値	2. 33	以下	2.33超~	~3. 49以下	3.49超~ 4.65以下	4.65超		₹:4.6 ‡:4.0	1	.8		.2 め設置 <u>とも</u>	1	.2	床	:2.2	0	.9	<ul><li>※外壁は気</li><li>※間仕切り</li></ul>	.2 気流止めとも 壁は気流止 )みでも可	1 <u>※対象間</u> 気流止め設	
			改修仕様 ( <b>例</b> )	製) サッシ+低放	ラスチッ ク (木) 複合構造 サッシ+	製) サッ	・ 遮断構造 サッシャ 低放射複	2重サッ シ又は複 層ガラス	既存単板 ガラス+ 断熱フィ	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【 λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	区分 C 【λ	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】	熱伝導率 区分 C 【λ =0.04~ 0.035】	熱伝導率 区分 D 【λ =0.034~ 0.029】
			(191)	射複層ガ ラス (A12) に交換	低放射複 層ガラス (A12) に交換	ポニッ	層ガラス (A12) に交換	ス (A6) に交換	ルム貼り	屋根: 185mm 天井: 160mm	屋根: 160mm 天井: 140mm	75mm	65mm	90mm	75mm	50mm	45mm	90mm	75mm	40mm	35mm	90mm	75mm	50mm	45mm
			1	•						(															
			2	•																					
「居間+	「寝室+	「居間+	3																						
又は「寝	٤	脱衣室」 と	4																						
レ」を含	それらの 室をつな	室をつな	5		)							•	•												
む階全体	く順ト	ぐ廊下	6		<u> </u>																				
			7 8		<u> </u>																				•
			9	•			•				•													•	
			10				•																•		
			11				•								<b></b>				<b>D</b>						
			12				•												<u>-</u>				<b>D</b>		
			13				•						•												
			14			(	•														•				)
			15					•			•														
			16					•											<b>D</b>				•		
			17					•				(	•												)
			18					•				(	•												
			19						•		•														
			20						•			(													
			21						•																

<sup>※</sup> 小窓などの開口部において、その開口部の面積の合計が改修範囲の床面積の2%以下の場合については、断熱改修の対象から除外する。